

## 税制調査会 第9回専門家委員会議事録

日 時：平成22年10月21日（木）10時00分～

場 所：合同庁舎4号館11F 共用第1特別会議室

### ○神野委員長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第9回「専門家委員会」を開催したいと思います。足場の悪い雨の中、委員の皆様方には御参集いただきまして、本当にありがとうございます。

本日は、本当にお忙しい中を、前回に引き続いて、中野民主党税制改正プロジェクトチーム座長と峰崎内閣官房参与にも御臨席いただいております。伏して御礼申し上げる次第でございます。

本日の議題ですが、前回既にお話を申し上げましたように、前回は行った個人所得課税のうち、金融証券税制について議論を行い、その後、引き続いて、資産課税について議題として取り上げて、御議論を頂戴したいと思っております。それぞれ、初めに事務局から資料の御説明をいただいた後、討議をしていただくということを考えておりますので、御協力をお願いいたします。

前回同様でございますけれども、資料が大部にわたっておりますので、事前にお送りしていることもあり、説明については要点のみ簡潔にお願いしたいと考えております。

それでは、まず初めの議題でございますが、金融証券税制について、財務省主税局の藤井税制第一課長からお願いをいたします。では、よろしくをお願いいたします。

### ○藤井税制第一課長

それでは、資料に沿いまして、金融証券税制について御説明申し上げます。

まず、1ページでございますが、22年度の税制改正大綱の記述でございます。

現在、所得税については、所得再分配機能などが低下している状況であり、その原因の一つとして、分離課税している金融所得などを軽課していることが挙げられるとされています。

課税の方法につきましては、次の段落で、「金融資産の流動性等にかんがみ、当面の対応として、景気情勢に十分配慮しつつ、株式譲渡益・配当課税の税率の見直しに取り組むとともに、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めます」とされているところでございます。

それから、昨年決定されました日本版ISAと言われるものにつきましては、24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化に併せてということで、本則税率化と一体のものとして日本版ISAを導入するとされているところでございます。

1枚おめくりいただきまして2ページでございますが、現在の上場株式譲渡益配当の課税方法についてでございます。

本則 20%でございますが、21 年 1 月から 23 年 12 月までの特例として、10%の軽減税率となっておりますのでございます。

3 ページでございます。上場株式の配当・譲渡益以外のものと比べたものでございます。

御覧のように、預貯金利子、公社債等利子は現在 20%、非上場株式等の譲渡益なども 20%でございます。

損益通算範囲を拡大する際には、税率がそろっていないと通算できないということですので、現在、上場株式等の配当及び譲渡益については、損益通算が可能なわけですが、これを公社債等の利子にまで広げようとした場合には、本則税率に復帰することが必要だと考えられます。

4 ページでございますが、この軽減税率 10%の水準を他の所得に係る税率と比較したものでございます。

勤労所得につきましては、国・地方合計で 10~50%の税率が張られているわけですが、平均的には 10%程度でございます。これに住民税（一律 10%）を加えますと、勤労性所得に対しては 20%程度の課税がされていることとなります。そうした勤労性所得と比較しますと、証券税制の軽減税率 10%は相当低い水準ではないかと思われるところです。利子所得と比較いたしましてもアンバランスではないかと思われるところでございます。

5 ページでございますが、このような、いわば軽課されていることによりまして、1 億円を境に申告納税者の所得税の実際の負担率は御覧のように下がっているという実態がございます。

6 ページは、勤労者世帯に限ってのことですが、収入階級別の株式等の 1 世帯当たりの平均保有額。を示したものでございます。

7 ページでございますが、利子が 20%、配当が 10%と税率が違うために、若干金融課税の中立性を損なって、商品がいびつになっているところがございます。定義上、公社債投信は 100%、公社債が 100%で運用される投資信託でございますが、株等はそれ以外のものという定義でございます。したがって、ほとんどが公社債で、一部株式で運用されているような株式投信が組成されまして、それを株式投信として 10%の軽減税率の適用を受けると。そういう商品がかなり多く出ているというところでございます。これが税率の違いによる金融商品のゆがみの一例として挙げられようと思えます。

8 ページは、これまでの制度改正と株価の推移でございます。この軽減税率について 21 年延長されたのは、まさにリーマンショックに伴います世界的な株安のゆえでございます。現在の株価、いろいろな見方があると思いますが、リーマンショックの下落、そしてその水準とはかなり違う様相ではないかと思われるところでございます。

9 ページは、日本版 I S A の制度の概要でございます。

10 ページは、各国におきます主要国の利子、配当、キャピタル・ゲイン課税でございます。

現在、アメリカでは、配当、株式譲渡益は、2010 年までの特例として、0%、15%という段階的課税、かなり低い税率が張られておりますが、2011 年から総合課税に復帰することとされております。

その他、イギリス、ドイツ、フランスを見ていただきますと、日本に比べてかなり高い税率が張ってあるというのが見て取れるところでございます。

また、利子、配当、株式譲渡益の税率が極端に違う国もないと。全く同じでない国はありますけれども、半分程度であるという国は無いというのが見て取れるところでございます。

11 ページは、従来から、配当につきましては法人税と所得税の二重課税があるということで、そこを調整する措置をとるべきだということで、調整措置をとっている国がございました。それが現在は分離課税が主流になってまいりまして、調整なしというのが主流になっているということを示しているものでございます。イギリスに部分的なインピュテーション方式が残っているという状況でございます。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、次に、地方税の方にまいりますが、金融証券税制のうち地方税について、総務省自治税務局の杉本市町村税課長から御説明いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○杉本市町村税課長

それでは、資料の「地方税」と書いてある方を御覧いただきたいと思っております。

これは一昨日と同じ資料でございますが、そのうち金融課税の件につきまして御説明いたします。

3 ページをお開きいただきたいと思っております。利子割、配当割、株式譲渡所得割につきましては、形式的には都道府県民税ということになっておりまして、市区町村へは、都道府県が収入した金額の一定割合、まず、このうち、もともとの所得割が市町村民税と県民税で6対4になっておりますので、同じ比率で市区町村には6の割合を入れております。それを前年度前3年度分の各市区町村への個人都道府県民税収入決算額の比率に従って交付をしているということでございます。利子割、配当割、株式譲渡所得の税率につきましては5%、そのうち上場株式の配当譲渡所得割については3%となっているところでございます。

続きまして、17 ページをお開きいただきたいと思っております。「議論の中間的な整理」、こちらの専門家委員会でおまとめいただいた中身でございますが、利子・配当、株式・土地等の譲渡益等に対する住民税の税率については、従来の住民税の最低税率5%に

合わせて設定していたが、税源移譲で一律 10%にした際、特に見直しをしないまま税率 5%となっているという御指摘をいただいているところでございます。

18 ページをお開きいただきたいと思います。これは、その他の勤労性所得等の比較でございしますが、一番下に参考として勤労性所得等の所得への税率 10%と書いてあります。その他の分離課税になっておりますこういったものについては、おおむね住民税が 5%、もしくは軽減税率により 3%となっているところでございます。

19 ページは、これは地方税全体につきまして、均等割もしくは利子割、配当割等、引き上げを、例えば真ん中で 1%引き上げた場合には、このくらい税収への影響があるというものを記したものでございます。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、御議論を頂戴したと思えますが、その前に、本日の議題に関しまして、御欠席の三木委員から資料の提出がございましたので、お手元にお配りしております。御参照いただければと思えます。

それでは、議論を頂戴したいと思えますが、それでは、植田委員から。

○植田委員

金融証券税制ということですが、個人所得課税の中で金融証券税制をどういうふうに考えるかということですが、私は、基本的に所得をいろいろ分類、分離していったそれぞれ別々に課税をするというのは個人所得税としてはやはりまずいのではないかと思います。基本的な点で総合的に課税していくという観点が大事なので、それは水平的な公平の理念というようなこととも関係しますし、そういう観点で、金融所得の軽減というような、分離して軽減するというのは余り適切ではないのではないかと、こういうふうに基本的な点では考えております。

恐らく金融所得の一種の特異性といいますか、そういうことを考慮して政策的な効果を念頭に置くというのが別途あるということだと思っておりますが、その点では、政策的な効果がどの程度本当にあるのかということについて、先日の委員会での、神野委員長のあいさつにもありましたが、やはり定量的な評価をきちっとしてみないと、このところはいけないのではないかと重要な点としてあると思っております。

それから、もう一点、金融商品間の問題もやはりあるということかと思っておりますので、課税上の取扱いが金融商品間で有利、不利といいますか、そういうものがあるというのは課税の中立性の観点からしても望ましくないと、この点も検討する必要があるのではないかとということです。

それから、最後が、個人住民税の関係で、これも、17 ページで説明していただきましたけれども、税源移譲で一律 10%にした際に、なぜ 5%のままになっているのか、これはやはり 10%にした方がいいのではないかなと思えます。

大体以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございます。

遅れて中里委員お見えになっていますが、すぐに振っていいですかね。

○中里委員

いろんな経緯があって、いろんな事情があるし、いろんな方のいろんな御意見はあるんでしょうけれども、2割にと。

○神野委員長

戻すと。

○中里委員

戻すというのが本筋で、例外は設けてもいいのかもしれませんが、とにかくそれにしていけないと、ほかとのバランス、格差是正その他がうまくいかないのではないかと、それだけでございます。

○神野委員長

ありがとうございます。

では、所得の御専門でいらっしゃいますので、お願いいたします。

○辻山委員

結論は中里委員と全く同じです。中里委員とかなり意見が合うということが今回分かったのですが。

○神野委員長

合うというのは。

○辻山委員

考え方が一致する。一昨日の議論にも参加させていただきまして、今日いただいた資料の中では、平成22年の累進性を創出、あるいは累進構造の問題というのは、例えば最高税率を引き上げるとかという話ではなくて、もう少し複雑な問題がある。それは、例えば、ブラケットの見直しとか、課税の範囲の問題とか、そういうものも含めた累進構造の見直しということが確認できていると思います。そういう意味では、今日いただいた資料の5ページですか、これが非常に象徴的なもので、1億円を超えるところから累進度が逆に下がっているということが分かります。これには今日の議論である金融商品、あるいは金融取引課税についての今の軽減措置というのがかなり大きく効いていると思います。

これは本則の20%に戻すというのが第一段階だと思うのですが、一方で、先ほど植田委員が指摘された総合課税が原則だということについては、捕捉率の問題、それから、国際的な問題、国際取引の問題がありますから、なかなか総合課税というのは難しい。やはり引き続き分離課税でいかざるを得ないのかなと。先ほど定量的な検証が必要だという意見もありましたけれども、その前に、まず国際的な課税の問題、

課税の共通化の問題を考えなければいけないということと、捕捉率の問題というものを考えなければいけないということで、分離課税でいかざるを得ない。しかし今の5ページの資料を見ますと、分離課税の税率は問題だということでございます。

それから、最高税率を考える場合に、勤労所得課税については、最高税率の引上げによる労働インセンティブの問題がありますけれども、こちらの金融所得については、税率を引き上げてもその問題はないということで、結論としては中里委員と全く同じということになります。

以上です。

○神野委員長

一応確認ですが、一昨日では、カーター報告に学べという御発言だったと。カーター報告の前提は、御存じのとおり50%なんですけれども、全部有機的に関連していて、統合累進課税と、それから、最高税率と法人税率を合わせるということですが、部分的にしか、ということですね。

○辻山委員

時代が違うということが1つと、カーターレポートは、要するに、個人も法人も全部所得というものは一体なんだということで、法人税と所得税の構造そのものを合わせていくということなんですけれども、そういう面で見たら、先ほど植田委員も御指摘のように、金融課税についても総合課税の中で対処するというのが理想的にはあると思います。しかし、金融課税について、今の時代に総合課税をとっている国というのは、世界的に見てもないということで、その経済効果というのを考えてみた場合、それから、もう一つは、逃げ足の速さということもありますので、金融についてはやはり分離課税を維持していかざるを得ない。その上で、税率について過度の軽減税率というのは問題であろうということでございます。

○神野委員長

翁委員、お願いできますか。

○翁委員

私も辻山委員とほとんど同じなんですけれども、やはり金融所得については、国際的な動向というのが非常に重要であると思っております、資金の逃げ足の速さとかそういったことを勘案しましても、やはり分離課税は維持せざるを得ないというか、維持するべきだと思えます。

むしろ、日本の課題というのは、できるだけ経済を活性化していくということで、金融課税についても、本来はリスクをテイクするという意味では、損益通算の範囲を大幅に拡大していくことが重要で、税率を同じにして損益通算の範囲の拡大をしていくという方向でやっていくということが必要なんだろうと思えます。それから、先ほどのお話では、株式投信については既にディストーションの動きも出てきているということも御報告ございました。そういう意味では、なかなかこの株価水準でタイミン

グというのが難しいと思いますが、本筋としては金融商品間の中立性を確保し、その上で損益通算の範囲を拡大していくということが望ましいのではないかと考えております。

先ほど、個人住民税の関係で、5%になったままであるという17ページの御指摘があったのですが、これは、税源移譲の際に総合課税、たしか調整したということなので、ここをまた見直しをするということになると、また新たな税源移譲の議論になってくるので、ここはまた別の議論ではないかなと考えております。

○神野委員長

ありがとうございます。

それでは、井手委員、お願いできますか。

○井手委員

こんなに意見が一致しているのかという気もいたしますが、私も基本的に同じことを考えております。今日、お示しいただきました資料で言いますと、8ページ。これはもうちょっときちんとした分析が必要かなとは思いますが、ただ、非常に直観的に分かりやすい図を御準備いただいておりますので。これは、10%の軽減税率を2003年に降やっているわけですが、このときに確かに株価というのは上がっているわけですね。ただ、これは恐らく普通に考えれば、実体経済が好調なときですから、その影響を反映しているというふうに考えることができるのだらうと思います。それを象徴的に示すのが、結局、その後1年延長、3年延長という形でできていますが、リーマン危機の後に延長がなされていても、株価というのは以前のように十分には回復していないということですので、恐らく基本的な要因としては、経済の状況というのが重要なのだらうと。そういう意味では、余り軽減税率によって株価や景気への強い期待をするというのはよろしくないのではないのかということを考えております。

その意味で言いますと、先ほど辻山委員の方からも御指摘があったような5ページのグラフというのは非常に印象的なわけでありまして、それは、経済に対する影響が余りはっきりしない中で、ここまで極端な不平等な税負担になるようなものを続けていいのかということは、論点としてあろうかと思っておりますので、その部分はきちんと是正していくべきだと思います。

同様に、5ページで言いますと、点線の部分ですよね。株式譲渡の占める割合というのが負担の問題と非常に明確な関係を示しているわけですから、そういう意味では、こういった部分の所得をどうつかまえるかということも議論としては重要なはずでありますから、これは先ほどの総合課税の問題とも絡んでくるかもしれませんが、納番の問題というのも併せて議論しておく必要があるのだらうと思います。

あとは、次の資産課税の方とセットで議論した方がいいのかもしれませんが、もし分離課税を行うということであれば、そのときには、資産課税を通じた累進課税というのをきちんとセットで議論する必要があると。つまり、資産課税の役割がますます

重要になってくるし、あるいは損益通算の範囲を拡大するという場合も、これも同様であって、やはり資産課税の方できちっとつかまえるということをセットで議論しなければ問題になるのではないのかなということを考えております。

以上でございます。

#### ○大澤委員長代理

私の方からほとんど付け加えることはありませんが、諸外国の実態をとりあえず棚上げして、原理原則から言えば、私は総合課税が望ましいと思っております。でも、それは理想であって、非常に難しいということも承知をしておりますので、分離でいくとした場合のベターな方法については、今まで諸委員がおっしゃったことにほぼ一致しております。

恐らく、今、少し社会の雰囲気が変わっておりますが、本則に戻すとしたときに出てくる意見というのが、株価もそうですけれども、例えば今日の資料の12ページですね。個人金融資産を日本人はほとんど現金・預貯金で持っているという状況を一体どうするのかと。そのときに、アメリカが一つの参照基準になるわけではございますが、このようにG5並べてみますと、むしろ株式・投資信託で30%近くを保有しているアメリカのあり方というのが、少し例外的なのかなと見えてきます。日本人では、もちろん現金・預貯金が大きいという面は特徴ですけれども、その他が比較的少ないという点も特徴でしょうか。ですから、アメリカのような状況を参照基準にして、もう少し金融資産を株式・投資信託等で持たせるべきだという意見は、必ずしも根拠がないのかなというようなことを感じる次第です。

以上です。

#### ○田近委員

金融というか、金融所得課税で2つぐらい言いたいんですけども、1つは、総合課税か、いわゆる分離課税かという話ですけども、最高税率50%で持っていて総合課税ということは実質的に不可能で、それを追求すればするほど節税行為も生まれるし、また、今風に言えば、海外への所得の移転を含めた問題も複雑になるだろうな。ただ、前回の話になりますけれども、負担の公平という意味では、限界的な税率が上がっていくことに重きをむしろ置くべきじゃなくて、平均的な負担がどれだけ高くなっていくのかというところで考えるべきだ。それは課税ベースの話と。

金融所得の話では、多少出ていない論点とすれば、法人税との関係を意識して組まないといけない。つまり、資産所得という形で考える。すると、資産所得というのは、資本のサイドがあって、企業が所得を稼いで、それが個人にもいろんな形で還元してくる。それは、問題を法人税と一緒に絡めないといけない。だから、そもそも分離課税にはそれでして、本則20%に戻していくというのは、それは私は当然やらなければいけないと思います。23年12月まで暫定ということならば、終わったときには戻さなければいけない。

それで、法人税との関係で言えば、もし法人税が下がるならば、それとの見合いで、資産所得課税、個人サイドをどう考えるか。逆に、そっちサイドをきちんと取ることで、法人税の財源にするということもあり得る。だから、もはや、話は少し大きくなりますけれども、大きくなるというか、今、日本でこの問題を考えようとしたら、資産性所得で個人サイドでセグメントして考えるのでは不十分であると。そもそもこの問題は、配当の二重課税も含めて、消費する課税全部をどうコンシステントに考えるか。

配当の二重課税調整については、ここでも何回も出てきて、EUのいろんな動向も踏まえて、配当の二重課税調整で配当税額控除というのはだんだんなくなってきた。それはそれでいいし、その部分、だから、デュアルインカムというか、分離課税できっちり取りましょう。すると、それは、私は、資本所得全体をどうかけるかという視点が重要で、非常に大きな問題だということは分かって話しているつもりですけども、法人税とのリンケージも視野において考えていく。それがこれから恐らくキーになることの一つかなと思います。

○神野委員長

どうぞ。

○中里委員

田近先生がおっしゃったことの補充ですけれども、今から三十何年前に、後にハーバード・ロースクールのディーンになるロバート・クラークという先生が、会社法、租税法の先生ですが、まだイェール大学の助教授のころ、「The Federal Income Taxation of Financial Intermediaries」という論文を書いて、銀行投資経由で投資するのか、株式経由で投資するのか、生命保険経由で投資するのか、投資信託経由で投資するのか。どのルートで投資するにしても、投資所得はエンティティ段階の課税と個人段階の課税の両方をまとめて考えなければいけないと。田近先生がおっしゃったのと全く同じことで、要するに、そうしますと、だれもこれは異論ないと思うのですけれども、法人税の税率が高い。そのとおりですが、法人税だけを抜き出して考えるべき話ではなくて、個人段階で、例えば配当とか譲渡益課税が物すごく軽ければ、トータルではどうなのかとか、そういう比較で考えてバランスをとっていく。あとは計量の問題だと思いますけれども、その視点がちょっと抜けていたところはあるのかなという気がいたします。

○神野委員長

何かございますかね。御存じのとおり、インピュテーション方式なにかの動きがヨーロッパで、ずっと見直しの結果ありますよね。具体的に何かございますか？

○田近委員

だけど、法人税になっちゃいますね。

○神野委員長

法人税というか、つまり、いずれにしたって支払段階の問題と受取段階の問題なので、支払段階の方が軽課されてくれば、軽課というか、セットで考えなくちゃいけないということはそのとおりなので、その論点は少しここでも言うておいていただいた方がいいかと思いますね。

○田近委員

だから、ごくごく簡単に言えば、法人段階で、非常にシンプルな話ですよ。40%かかって、まるまる残り配当にされれば、それに20ですから、60×18、そのケースだと、ソースの法人所得に対しては58%かかるという考え方ですよ。だから、それとの見合いというか、バランスは、非常に簡単ですけども、ほかにもキャピタル・ゲインになったり、いろいろありますからね。だから、それはあると。

ただ、これ以上話すとなると、法人の課税ベースをどうするかという話になっているので、さすがに今日のテーマからは逸脱するかなと。だから、法人税のときにむしろもう一回、個人所得税と絡めた方がいいのではないかと思います。

○神野委員長

どうぞ。

○辻山委員

今説明されていることは、そのとおりもっともですけども、その問題に余り立ち入ると、少し国民のパーセプションとずれていく。昔から、法人税は所得税の前払いという考えがありますよね。今御指摘の考え方です。そうすると、資本所得に対しては、所得税の側面だけから見ると軽課になっていくという側面は否めないわけで、それが実際どうなのか。これについては結構長い論争があって、正しい考え方があるというよりは、政策があって考え方を探すという側面もあって、法人税と所得税を一体にして一回の税を取るという考え方まで入ると、かなり長い、いろんな問題が出てくるのではないかと。ちょっとこれは心配というか、御説はもっともで、私も同じ考えですが。失礼しました。

○神野委員長

意見は言うていただいて、いずれにしても、抜本的な税制改革をやるので、そこは一つの重要なテーマになってきますから、いずれにしても、次の法人税のときを含めて考えていければと思います。

○辻山委員

要するに、所得税サイドだけから見ると、労働所得より金融所得というか、資本所得の方が低いという結果になることがちょっとパーセプションギャップを生むかもしれないということで、いろいろ詰めなければならぬ問題は出てくると思います。

○神野委員長

ありがとうございます。

まだ少しこの問題について議論する時間はありますので、何か特にほかがあれば。

○峰崎内閣官房参与

ちょっと途中で闖入させていただきたいのですが、私は5ページの申告納税者の所得税負担率という表をあちらこちらへ行って宣伝をしております。最高を見て、実行税率28.3%。たしか前年の数字が26%ぐらいだったと思いますが、この数字を見て、20%に戻すということが本則だと書いてあるのですが、私も余り印象がないのですが、8ページの図を見ると、税率は譲渡益は26%が本則課税と書いてあった。いわゆる金融一体課税をやるときも、今、辻山先生がおっしゃったように、所得税との対比でいくと、これを見ると、20%に戻ったって、カーブがちょっとなだらかになるぐらいで、下がることは変わらないじゃないかと。ついては、これは所得の公平性という観点からすると、20という数字で果たしていいのかいなと。こういう問題がよく提起をされて、所得税の最高税率は50%、その半分で25だと。そうすると、25ぐらいで横並びになっていくぐらいがちょうどいいのかなというふうに私なんぞは思って、もし所得税で、いやいや、5%、10%の人が大半なんだからといたら、申告分離とか、源泉徴収で終わってられる方は、それはそれで仕方ないのかもしれませんが、将来、利子率が上がってきたら還付するとか、それは大変な手続かもしれませんが、個人的に言うと、何となく20というのは低過ぎやしないかなという感じがするんですが、そのあたりは先生方はどんなふうに考えておられるのか。これから税制調査会の中で議論するときも、本体の方で一つの論点じゃないかなと思っているのですが、いかがなものでしょう。

○神野委員長

どうぞ。

○中里委員

今、田近先生とお話ししたのですけれども、峰崎先生のおっしゃること、この表の数字も、5ページの表の一番下の欄の(注)の一番下のところですよ。源泉徴収特定口座における譲渡益や利子所得等も含まれていないという。ですから、これ、よく分かりませんが、もっと深刻かもしれない。28.3よりも下げられている可能性は、それも入れちゃうと、あるのかもしれないですね。だから、それを含めた上で考えて、20で足りるのかという議論をしていかないと、これだけだとまだ甘いという。甘いのか、辛いのか、やってみないと分かりませんが、これだけ見ると、甘そうな気がしますけれどもね。

○神野委員長

今の問題、峰崎さんへの、具体的に何かございますか。

普通、デフレンション、近代所得税の条件として、歴史的に言えば、アスキスが差別制を入れ、ロイド・ジョージが累進制を入れるわけですが、その差別制の考え方でいけば、少なくとも勤労所得よりも負担が上にいていないとまずいというのが原則なので、20%は最低かなと。勤労所得と同じになりますので、普通はそ

れよりも少し上というのが考え方ですね。しかも事業所得などは、資産所得と勤労所得との中間的な性格なので、その中間というと、経営者というか、役員報酬などについても、その中間ぐらいには少なくとも追いつけないと、ということになるのかなというふうには思いますが。

○峰崎内閣官房参与

ちなみに、諸外国を見ると、ドイツが25とか、結構20ではないんですね。ちょっと高いですよ。そういうことを考えたときに、租税調達力がない日本と、所得再配分機能が弱っているというときに、この税は、我々として見た場合には、専門家委員会の前回の中間報告を受けて、ここはしっかりと問題提起を受けてやるときには非常に重要な点じゃないかなと思って提起しております。

○神野委員長

どうぞ。

○田近委員

僕もそのとおりだと思うのですが、峰崎さんの、もしほかの視点を加えるとすれば、どういうことかという、さっき言ったように、資本所得として企業サイドと個人サイドで全体で考えるというのが1つと、それから、あと、この種の税の問題は、フローだけじゃなくて、要するにキャピタライゼーションするわけですよ。資産価格に影響を与えてしまう。だから、要するに、土地の固定資産税をかければいいのか言うけれども、かけるととたんにバツと値段が下がって、最後に買った人が損しちゃうとか。だから、キャピタライゼーションの問題があるので、もしこれだけをつかんで外国とのバランスが何とかとかいってやっちゃうと、マーケットがどう反応するか分からない。そうすると、株価が今でもこんなに低迷しているのに、それに国際的にビジネス感覚で見れば、何を日本はやっているんだと。デフレでますます自分たちをデフレにしたいのかというふうな見方にもなっちゃう。

だから、私の視点は、そういうふうな一人歩きさせないためにも、あるいはキャピタルマーケットというか、キャピタライゼーションのことを考えるとすれば、全体の資本所得としてのバランスでこうなっているんですよという形で説明していかないと持たない、というのは強く感じますけれども。

○神野委員長

何かほかに。

○辻山委員

結局、先ほどの議論とも関係するんですけども、労働所得と資本所得というふうな所得税サイドだけから見ていると、労働所得よりも所得の課税が軽課になっているのはけしからんという話になりますけれども、二重課税の問題といいますか、法人税で一旦富の源泉には税が払われているという考え方からすると、極端な場合、配当は課税しないというところにもつながっていくわけですよ。その議論を突き詰めてい

くと。だから、所得税サイドの方から見て、資本所得というのは富裕層に生じる所得だから、そこを平等にするというふうに、そこだけは取り出せないのではないのでしょうか。

○神野委員長

それは、パートナーシップのような企業が一般的の場合には、個人所得税の方に累進税率がかからないというような前提のときには、イギリスの所得税を見ていただいてもおっしゃるとおりの議論がかかりますけれども、その場合には、いわば源泉徴収と考えるのかどうかは別として、受取り段階で課税していかないと、累進的な課税ができないわけですね。そこで二重徴収の問題なんかが出てきて、グロスアップとか、インピュテーション方式とか、あるいはカーター方式のように、全額グロスアップという方式が出てきているというので、重要な点は、所得税の方に累進課税が入らない場合の二重調整の問題と、入る場合の調整は別に考えないと、と思いますが。

○辻山委員

おっしゃるとおりだと思います。ですから、法人税は累進じゃなくて、所得税は累進ですから、そこでかかるのですけれども、法人税と全く切り離して、所得で配当で入ってくるところに勤労所得と同じような同等の課税というのは、一部ではあっても法人税の段階で払われているという認識からすると、ちょっと極端な議論につながっちゃうのかなということでございます。

○神野委員長

法人税のことが入って。

○田近委員

峰崎さんと辻山さん、だから、生活の知恵というのがあると思うのです。こういうのはスウェーデンとか北欧の国というのはさんざんやっていますから、言うまでもなく、そもそもどうしてこんな分離課税というか、デュアルインカムにしたかという、法人サイドで限界税率が物すごく高くなってくると、幾らでも租税回避できちゃう。借金して、その部分を抜いて、非課税的なものに投資すればいいので、それで下げざるを得ない。生活の知恵というの、だから、個人所得税率の最高税率と法人税率を等しくすれば、バランスはとれる。それが正確じゃないとすれば訂正しますけれども、スウェーデンで30%ぐらい。スウェーデンの方は、更にその上に累進税率を60%ぐらいかけていますから、だけど、ベーシックなところは30。ノルウェーも行ったことがありますけれども、ノルウェーの場合は、間違えているかもしれないけれども、きれいに個人最高税率と法人税率を等しくする。だから、そこが総合課税に高い限界税率にいつちゃうと大問題が起きる。だから、その意味でも法人との関係もあるし、個人所得の中でも、日本で金融所得の一元課税という名前は、それなりに分かりいいのですけれども、そこだけを取り出すというのがなかなか難しい。法人ともあるし、個人所得税と個人最高税率。だから、方法というか、考え方を整理して、基本的には、

本来こうあるべきで、日本が抱えて、どうしても調整できない中でどうしましょうかというふうにはいかないと、さっき言ったように、思わぬことが起きる。それは回避しなければいけない。

#### ○峰崎内閣官房参与

また今のお話を聞いていて、確かにマーケットの状況にというのは、分からないわけではないので、それは考慮したいと思うのですが、二元的所得税と言ったときに、我々もデュアルインカム・タックスをずっと見たときに、いわゆる金融所得課税税率は、法人税が入っているところの二重課税調整がどの程度やられているか分かりませんが、いずれも高いんですよ。ですから、日本のそういうところの税の負担というものを軽くしてやるというのは、私はやはり日本の金融所得課税の特徴じゃないかなと思ってるんですよ。ですから、そこはやはりこれだけではなくて、税の負担をきちんととっていくと。また、デフレ論争をやるんだったら、それはそれで一つの議論になっていくので、貯蓄が過剰になり過ぎていることが今日の日本の非常に大きな問題点だと思っておりますので、そのあたりは専門家の皆さん方に知恵を借りて、どこかで論点整理していただくとありがたいなと思っております。

#### ○神野委員長

1つは、さっきの場合には、二重課税の調整の場合には、両方とも比例税率でかかってきているのが、個人所得税の方に所得税が入るようになったと。それから、パートナーシップの軽工業のような時代では、パートナーシップですから、ほとんど全部配当されている。ところが、19世紀後半ぐらいから、法人の方で内部留保を非常に高めるようになってきた。したがって、ニューディールのようなときに内部留保税をもって法人税にするという考え方も出てくるので、そういう会社形態の相違その他を議論の前提にしていくということが必要かなというのが1つですね。

それから、もう一つは、デュアルインカム・タックスも、タックス・ボックス、オランダでこの間。これもいずれも、さっき井手委員がおっしゃったことから言えば、ネットウェルズタックスですね。つまり、純資産税という税金がかかっている国の所得税改革であるということは注意しておく必要があるかなとは思っています。

#### ○翁委員

先ほどからの法人税とのリンクの話とか、あと、そのほかの税制との関係というのは十分踏まえた上でこの議論をしていくべきだという点を踏まえた上なんですけれども、私はやはり、一番最初の議論は、20%で中立性をとり、また、損益通算を拡大することによって、1,400兆円、1,500兆円と言われる個人の金融資産をうまく活用していくというのが日本の経済のために非常に重要で、そのためにはシンプルで分かりやすい税制にしようということだったと思います。若いときから非常に住宅ローンの金利負担は大きいけれども、少しでも長い投資をすることによって、徐々に老後のための資産を形成していくということが非常に重要だということもあって、できるだけ個人

の人たちもリスクテイクもできる、そして、なじみやすい、そういった税制にしているということによってこれが作られた経緯があったと思います。

その意味で、20%よりも税率を上を持っていくというのは、ほかの税制との関係も議論しなければいけないのですが、さっき田近先生がおっしゃった、まず、株価の問題もありますし、その背景には、市場や個人の投資家がそれをかなりネガティブなニュースとして受け止める可能性があり、そういった意味では、経済全体に対して、マイナスのインパクトを持つメッセージになってしまうという感じがいたします。

○神野委員長

どうぞ。

○井手委員

税率の問題というのは、確かに今議論になっているように重要だと思うんですね。ただ、1つは、金融市場にどういうインパクトを与えるかという問題と、もう一つは、金融市場にそもそも参入できないような、私もそうですけれども、大部分の国民がいて、その人たちから見た公正感の問題と、それは両方大事だということをもっと押さえておく必要があると思うんですね。

税率の問題というのにも確かにあるんですけども、実際にどれぐらい負担をしているのかという額の問題が本来はあるはずですよ。スウェーデンは確かにおっしゃるように52でしたっけ、もともと。30にそれを下げるということでやっていますが、ただ、現実には、借入利子が無制限に控除していたのを停止したり、つまり、課税ベースを広げていく中で30に下げて、実際は94年ぐらいからですか、税収は増えていっているわけですよ。このことをきちっと押さえておく必要があると。

それと、もう一つは、税率が低いとは言っても、つまり、ある程度までしか上げられないといっても、それは課税ベースの問題が基本的にあるわけで、もう一発言うと、資産性所得をどれぐらいつかまえられるかという問題があるわけですから、それは納番を結局入れている国と入っていない国では全然話が違ってくるわけですよ。ですから、そこはもう少し負担全体の問題として、税率だけではなくて議論すべきような気がいたします。

以上です。

○神野委員長

どうぞ。

○田近委員

そうなんですけれども、前回と今日とをくっつけると、日本が正すべきは、課税ベースを広げて、きちんと上の方の人も、つまり、分りやすく言えば、10万円上の一番上の人が控除が減って、限界税率50なら、5万円払うわけですよ。だから、2つ重なれば、そこがとにかく所得税改革の基本で、こっちは議論は、さっき言ったように、もう繰り返しませんけれども、全体的な視野でいかなと、デフレ論争するのかと言わ

れますけれども、そういう足元のことを考えて、だから、軽重というか、税制、我々の今の解く問題の重みはあるのかなという気はしますけれどもね。

○神野委員長

どうもありがとうございます。

もう一つ大きな議題がございますので、そろそろ金融証券税制についてはここら辺で終わらせていただいて、次に、2番目の議題でございます資産課税に移りたいと思います。

そこで、最初に、資産課税につきましても事務局の方から資料の御説明をいただきたいと思っておりますので、初めに、財務省主税局税制第一課の江島企画官からお願いいたします。

○江島主税企画官

資産税を担当しています江島と申します。よろしくお願いたします。

それでは、お手元の資料「資産課税」というものに沿って御説明申し上げます。

おめくりいただきまして、本日は相続税と贈与税の現状と課題について、簡単に御説明申し上げたいと思います。

まず、相続税でございますけれども、2ページをお開きください。こちらに制度の概要としてポンチ絵を書いておりますけれども、相続税の課税のされ方でございます。

一番左側に相続財産という箱がございます。これが出発点になりますが、一番下に非課税財産等というのがあります。お墓などは、もともと非課税というところから始まりまして、残りがターゲットになります。これが下の吹き出しにございますように、相続財産の内訳ということで、合計、平成20年まで11.8兆というのが足元の状況でございます。うち、土地が5.8兆ということで、半分近くを占めておる状況でございます。

これをスタートといたしまして、債務などを除きました残りから、基礎控除という点々で囲ったものがございますが、これを引きます。現行では、5,000万円+1,000万円×法定相続人数と。したがって、例えば旦那様がお亡くなりになって、奥様とお子様2人が残られた場合は、掛ける3ということで、計8,000万円をここから引くということになります。これをやりまして、残ったもの、網かけの部分でございますが、これが課税遺産総額になりまして、これをスタートといたします。

右に進んでいただきまして、これを民法に定めます法定相続分で按分したという仮定計算をまずいたします。そして、この例ですと、奥様とお子様2人の分を計算いたしますが、この際に、超過累進税率、ここで税率を掛けて、それぞれを算出するというのでございます。税率は10%から50%までの6段階で超過累進にかかります。

ここで出てきた相続税の総額というものをまずフィックスいたします。ここから実際の相続割合、これは必ずしも法定相続分で相続されるとは限りませんので、実際の相続割合で按分し直しまして、それぞれの方の納めるべき税額というのを再計算して

いただくということになります。

この際、右側の方でございますけれども、配偶者とお子様2人、ここからしかるべき税額控除というものがここで更に効いてまいりまして、例えば配偶者の方ですと、1億6,000万円に相当する財産、これに相当するような税額、これはまるまる引けまですし、仮にそれを超えておりましても、法定相続分の範囲内であれば、まるまる引かれると。ゼロになると。このような配偶者控除も効いてまいりますし、未成年者の方はそれなりの控除があるということで、最終的な税額が決着するという仕組みでございます。

したがいまして、最初の方で効く基礎控除、真ん中の方で税率が効くと、このような形態になっているわけでございます。

こうした相続税ですが、1ページお進みいただきまして、3ページでございます。3ページ、これはマクロの状況でございますけれども、税収と課税割合を示しております。棒グラフが税収でございますが、ピークは平成5年に3兆円余りの相続税収がございました。これが細ってまいっております、足元では平成22年度1.3兆弱というふうに減ってきております。

それから、折れ線が課税割合と申しまして、分母に年間にお亡くなりになる方、そして分子に実際に課税される方をとった分数でございますけれども、足元平成20年で4.2と、100人お亡くなりになって、相続税をお払いになったのは4人ということでありましたが、かつてはそこの数字が7であったり、8であったりした時代もございました。これがマクロの状況でございます。

それから、ミクロで見た計数が4ページでございます、4ページは個々の納税者ベースで見た場合の負担割合ということでございますけれども、仮にということで、課税価格2億円。これは直近の平均の課税価格が2.2億円だったということによすがにしておりますけれども、2億円の課税価格で課税された場合の負担率でございます。

グラフ一番上が昭和62年でございますけれども、この当時は14.2%が税金で持っていたと。これがどんどん減ってきておりまして、足元では4.8%という数字に落ちてきているという状況でございます。

このような相続税の状況が別途あらわれておりますのは、5ページの格差改善度と、いわゆるジニ計数のようなものを主税局で試算をしてみました、相続税課税による格差改善度をビフォー相続課税とアフター相続課税でジニ計数がどの程度改善するかということで、平成6年、11年、16年と5年刻みに数字をとってみました、改善度は少しずつ細ってきていると。これは絶対値でも細ってきておりますし、改善度の比率で申しましても、少しずつ減ってきているという状況にございまして、相続税が持っている資産の再分配機能というものの低下がうかがわれるという状況にございます。

このあたりを分析整理されたのが昨年度の税制改正大綱でございまして、6ページにお進みいただきたいと思っております。

これが昨年度の税制改正大綱ですが、下線部の所。冒頭、バブル期の地価急騰に伴い、相続税の対象者が急激に広がったことなどから、先ほど出てまいりました基礎控除の引上げ等によりまして、対象者を抑制する改正が行われました。バブル崩壊後、地価が下落したにもかかわらず、基礎控除の引下げ等も行われてきませんでした。そのため、100人に4人という構造となり、税率構造の緩和も行われてきた結果、再分配機能が果たしているとは言えません。今後、格差是正の観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて、23年度改正を目指しますと、このように整理されておられます。

これは下の方でございますけれども、併せて、現役世代への生前贈与による財産の有効活用などの視点を含めて、贈与税のあり方も見直していく必要があると、このように去年の年末には整理をされているところでございます。

7ページでございますけれども、専門家委員会におかれましての中間的な整理ということで、本件についてさまざまな御意見を頂戴しております。

例えば、最初の○でございますけれども、格差是正の観点から、課税ベースの拡大、税率構造の見直しについて来年度改正を目指すべきとの御意見を頂戴しておりますし、2つ目の○、改正に当たって納得を得るという観点からは、バブル期の地価急騰に伴い引き上げられてきた基礎控除等が下落にもかかわらず引下げられていないといった点を指摘されている。

それから、3つ目の○ですが、相続税の増税は消費促進的という視点も踏まえるべきと、このような御意見も頂戴しているところでございます。

それから、8ページでございますけれども、これは、自公政権時代に作られました、いわゆる附則104条というものの関連部分でございますけれども、一番下のところ、下線を引いておりますけれども、当時の整理でも、「資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること」と、このように104条でも整理されているところでございます。

以上の状況を踏まえた課題に進ませさせていただきますが、まず、基礎控除から説明申し上げたいと思います。10ページをお願いいたします。

10ページは地価と基礎控除の関係でございますが、現在の基礎控除は、バブル期の地価の急騰に伴い引き上げられてきています。折れ線グラフが2本走っておりますが、高い山が三大圏商業地の地価、下が全国・全用途でございますが、いずれもバブル期を境として上がって下りていきます。これは、昭和58年を100とした指数で示しておりますけれども、右の最近の状況では、その辺を突き抜けて、2桁の水準に落ちているという状況でございます。

一方、基礎控除の水準は、下に実額が出ておりますけれども、昭和50年代は2,000万円+400万円×法定相続人数、これがだんだん上がってきておりまして、足元5,000

万円プラスとなっておりますので、これを階段で示しますと、このようにずっと平成6年までかけて上がってきまして、その後高止まりしているといった状況でございます。これが1つの大きな論点かと存じます。

今のは基礎控除でございます。

続きまして、税率構造でございます。11ページ、お願いいたします。

税率構造につきましては、上の箱ですが、昭和63年以降累次にわたり、最高税率の引下げを含む累進構造の緩和が行われてきているということでございます。下の絵を御覧いただきますと、一番左側、63年12月改正前でございますけれども、刻み数も多うございました。当時14段階、最高税率が75%と、このような状況でございました。これが右に進むに従いまして、階段数が13、そして9、6と減ってくる一方、最高税率の方も70、そして平成15年以降は50ということで、右に寝て、フラット化が進んでいるという状況でございます。

参考までに、一番下に、この税率構造の改正による減収額何億円というのがありますが、数千億円の減税もあったということでございますけれども、このような累進緩和が行われてきているという状況でございます。

それから、次の12ページでございますけれども、これは、課税ベースとの関係で提起をさせていただきますが、冒頭、私、お墓の例を申しましたが、もともと非課税となるような財産の仲間として死亡保険金等がございます。左側に制度の趣旨・概要を書かせていただいておりますが、相続人が取得した死亡保険金等につきましては、500万円×法定相続人数が無条件に非課税となる制度がございます。したがって、残された御家族が3人であれば、1,500万円がまるまる非課税と、このような制度でございます。

次の○が趣旨でございますけれども、これは貯蓄の増進、あるいは、被相続人の死後における相続人の方の生活の安定といったことが導入当時の制度の趣旨ということでございます。

件数は下から2つ目の○でございますが、課税件数4万8,000件のうち、死亡保険金は1万件を超えるということで、かなりの方がこれを利用されているという状況でございます。下でございますように、減収額は700億円と、かなり大きな額に上っております。

右側の問題点ということでございますが、①制度創設、これは昭和20年代でございますけれども、累次の改正によりまして、相続税には相応の基礎控除が実は措置されてございます。こうした中で、本制度の今日的妥当性についてどのように考えるかという点。

あるいは②でございますけれども、さまざまな金融商品が相続財産に含まれている状況の中、死亡保険金についてだけ特別な取扱いとなっておりますことを、課税の中立性といった観点からどのように考えるかということがあろうかと思っております。

参考でございますが、検査院からも非課税措置については、高所得者の方も適用されている。あるいは、節税目的と思われるものも見受けられると、このような御指摘を頂戴しているところでございます。

以上が相続税の現状及び問題点でございます。

続きまして、贈与税でございます。14 ページをお願いいたします。

これは、被相続人の方の年齢の構成比というのをまず御説明申し上げますが、棒グラフは、3本並んでいるのが平成元年、10年、20年というので、被相続人の方の年齢の分布を見たものでございますけれども、一番右側の80歳以上でお亡くなりになる方の比率が、平成元、10、20とどんどん増えていっているということでございまして、そういったしますと、右下にございますように、引き継がれるお子様の年齢も50歳代以上ということでございますので、相続といっても、若い方に資産がいくのではなくて、必ずしもそういう状況になっていないという客観的な状況になっているということでございます。

それから、15 ページ、今度は資産の分布で同じような状況を御説明申し上げますが、高齢化の進展や資産移転期の高齢化に伴いまして、高齢者層の方が保有する資産の割合が高まっているということでございます。

左側、金融資産でございますけれども、平成元年と16年を比較して御覧いただきますと、60歳代、70歳以上の方々が計50%強の資産を占められていると。これは、高齢者の方が急にお金持ちになったというよりは、むしろ高齢化自体が進行したということの裏返しかとも存じますが、こういう状況でございまして、その他実物資産も含めた資産総額、右側で御覧いただきましても同じような状況となっております、こういった高齢者の方々が保有する資産をどのように有効に流すかというのが大きな課題となっているかと存じます。

そこで、16 ページでございますけれども、贈与税でございます。この概要でございますけれども、上の箱の2行目でございますけれども、贈与税には実は2種類ございまして、従来からの暦年課税のほかに、平成15年度に、次世代への資産移転及びこれによる消費拡大、経済活性化の観点から、相続時精算課税というのが導入されております。2本立てでございます。

このページは、普通の暦年課税をポンチ絵で御説明申し上げますが、左側、1年間に受け取られた財産額、ここから基礎控除110万円などを差し引きしました残り、課税財産額に超過累進税率、これもトップレート50%でございますけれども、これを掛けまして出てきた贈与税額を納めていただくと。これはいわゆる普通の暦年課税でございます。

他方、17 ページでございますけれども、平成15年度に導入されました相続時精算課税制度の概要を御説明申し上げます。

左の上でございますけれども、まず、贈与時①でございます贈与財産額を贈与者の

相続開始まで累積をいたします。

②この累積で2,500万円までの非課税枠を用意いたします。

③この非課税枠を超えましたら、その超えた額に一律20%の税率をかけるということですが、右側のポンチ絵で申しますと、例えば3,000万円の生前贈与があった場合、2,500万まで非課税でございますので、残った500万に20%をかけて出てきた100万を一旦納税していただくということでございます。

下にお進みいただいて、相続時にどうなのかということですが、それまでに贈与された財産額を相続財産の価格に加算し直していただきまして、相続税額を精算いたします。

右側の例で、更に5,000万円の相続財産があったという場合は、計8,000万円になりますが、奥様とお子様2人いれば、基礎控除8,000万円が効きますので、精算した結果の税額はゼロと、このようになります。したがって、あらかじめ納めていただいた100万円を還付ということで、ネットで0という結果になるわけでございます。

これを仮に先ほどの暦年課税でやった場合は、右側でございますけれども、1,220万円の税額が出てくるということでございますので、基礎控除との兼ね合いかとは思いますが、やり方によってはかなり結果が違ってくるということでございます。

ただ、この精算課税は利用に制限がございます。左下でございますけれども、贈与者の方は65歳以上の親に限る。受け手、受贈者は20歳以上の推定相続人に限るという制限がかかっておるわけでございます。

18ページでございますけれども、このような相続時精算課税制度を導入したことによりまして、実は贈与額は伸びております。平成15年のところを御覧いただきますと、その前の年に比べまして、薄い網のかかっている分だけ贈与額がポンと上に乗っております。課税件数も増えております。したがって、これは、導入した結果、かなり表に出てきたということが言えるのかと存じますが、こういった一旦伸びはあったものの、足元、だんだん下がってきておりまして、この辺で高齢者の方の資産をもう一回動かし直すという必要性も少し出てきているのかなという状況かと存じます。

19ページでございますけれども、そのようなことをどのようなことでやっていくのかという一つの考え方でございますけれども、上の箱でございますが、高齢者層への資産集中が進む中、贈与税の税率構造は相続税のそれに比べまして、実は相対的にきつものとなっているということでございます。

下の絵を御覧いただきますと、一番右側に現行の税率の折れ線が置いてありますが、黒い実線が贈与税、点線が相続税でございます。いずれも50%の最高税率でございますが、ここに到達するスピードが相当違う。相続税は3億円で50%に到達しますが、贈与税は1,000万円で駆け上がるということで、この比率が1対30ということで、かなりきつくなっているということでございます。

過去、左側を追っていただきますと、平成4年改正時は、この比率が2億対1,000

万ということで、1対20。更にさかのぼりますと、800万対1億ということで、1対12.5。したがって、相対的に贈与税がきつということになり、今、元氣なうちに子や孫にあげようというよりも、相続が起こるまで待ってしようかというドライブというかインセンティブが働きかねないということをごさいます、この辺をどう考えていくのかということが一つの論点かと存じます。

以上まとめましたものが20ページでございますけれども、まとめということがございます。

まず、相続税でございます。

(1) あるべき基礎控除の水準。20年近くに及ぶ地価下落を踏まえ、高止まりしている基礎控除の水準をどのように見直し、再分配機能を回復させるか。低下傾向にある課税割合、100人に4人。これをどのように是正するか。

(2) 税率構造でございますけれども、過去からやってまいりました最高税率の引下げ、税率区分の削減、ブラケットの拡大、これに伴い低下してまいりました相続税の再分配機能、これをどのように回復させるか。

(3) 死亡保険金等でございますけれども、課税ベースの拡大を図る必要性や制度の趣旨の本質的意義の低下を踏まえて、これをどう考えていくかというのが相続税でございます。

2番目、贈与税でございますけれども、「贈与税は相続税の補完」と基本を踏まえつつ、生前贈与の円滑化を通じ、高齢者の方の保有しておられる資産の若年世代への早期移転を促すため、贈与税の暦年課税の税率構造、あるいは相続時精算課税制度について見直しを行うべきではないか。このようなことが問題意識として持っております。

以上でございます。

○神野委員長

それでは、続いて、地方税の資産課税につきまして、総務省の自治税務局の後藤固定資産税課長から御説明いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○後藤固定資産税課長

後藤でございます。よろしくお願いたします。

それでは、資産課税「地方税」という資料を御覧いただきたいと思っております。

めくっていただきまして、1ページ目でございます。当専門家委員会の6月の中間的な整理を掲げさせていただいております。

ここの中で固定資産税につきましては、2つ目の○のところ、政策税制措置について、特に長期にわたる措置、あるいは適用件数が少ない措置、あるいは適用金額が少ない措置について、特に厳格に見直すことが必要と記されているところでございます。

また、負担調整措置につきまして、シンプルにしていくべきであるという見直しが必要だというような記述、更に、負担調整措置等の関係でございますけれども、税負担

の水準、地価公示価格の7割に更に負担調整によって7掛けになっている水準について、地価の動向も踏まえた丁寧な議論が必要だと書かれているところがございます。

めくっていただきまして、昨年の税制改正大綱でも、ほぼ問題意識といたしますか、論点につきまして、オーバーラップした記述があります。

3章の改革の方向性の中の固定資産税の方でありますけれども、「しかし」のパラグラフでありますけれども、先ほどの専門家委員会の取りまとめと同じような書き方がされておりますけれども、やはり長期、少数、少額といったような要件に該当する政策是正措置を今後4年間で厳格に見直すということが書かれているところがございます。

また、最後の2行のところでございますが、負担調整措置、あるいは評価につきましても、簡単ではありますが、記述がなされているところがございます。

こうした、ここで記されております論点といたしますか、問題意識に従って、幾つか資料を用意させていただきましたので、以下、簡単に御紹介させていただきたいと思っております。

3ページ目でございます。固定資産税、都市計画税の概要のペーパーでありまして、以前御覧いただいたこともございますけれども、計数等を21年ベースに現行化しておりますので、改めてここに出させていただきます。

特に申し上げるようなこともございませぬけれども、特にここでコメントさせていただくとすれば、課税客体のところ、土地、家屋、償却資産、特に土地が1億8,000万筆、あるいは家屋がほぼ6,000万棟ということで、非常に多くの課税客体を抱えている。全国に税源があまねく存在しているということが言えるかと思っております。

それから、課税標準、価格のところのアスタリスクで書いてございますが、土地、家屋につきまして、3年ごとの評価替えを行っております、直近では平成21年度ということでございまして、次の評価替え24年度に向けて、また準備をするということが必要になっているところがございます。

税収規模であります、最後の欄のところ、21年の決算見込みですが、両税合わせてほぼ10兆円という大きな税収を上げているということでございます。

めくっていただきまして、税収の動向でございます。

上が要素棒グラフになっておりまして、実際のトータルの数字を下の表で掲げております。この棒グラフは、下の方から土地、家屋、償却資産、それぞれに分かれた表記になっておりまして、この構成比、土地、家屋、償却資産の順で4対4対2という割合は、余り大きく動いてございませぬ。

左の方から見ますと、平成6年のところが、いわゆる先ほども出てまいりました7割評価を導入したところでありまして、この直後から大きく評価額が動いたわけですが、負担調整措置のおかげで、土地に関する税収というものをなだらかに上昇して、全体として平成11年ごろにピークを向かえております。その後、地価の継続的

な低落傾向といったものもあって、緩やかに変化してきておりますが、直近の評価替え、21年のところを見ていただきますと、このときには、その前年、前々年、19、20年あたりの3大都市圏、特に東京における地価の大幅な上昇というものも反映して、評価額がかなり上がったということもありまして、土地に係る固定資産税収がかなり上がっているということがあります。足元の状況は、いろいろ報道されているとおりであります。全国的に、3大都市圏を含めてですが、低落傾向が続いているという状況に戻っております。

めくっていただきまして、5ページ目でございます。市町村税収の中の固定資産税の税収の割合を掲げたものでありまして、一番上が全市町村を通算したもの。その次が政令市、それから東京の特別区。次が市、最後が一般町村、その他の町村ということになります。小規模団体にいくほど固定資産税の税収のシェアというものが大きいということが見て取れるということでございます。

次のページ、6ページ目は、先ほど来出ております負担調整措置について、宅地のことを例にして説明した表であります。

一番左が商業地、その次が住宅用地で小規模と一般となっております。

一番左のところ、縦になった矢印のところ、小さな字で恐縮ですけれども、先ほど申し上げました固定資産の評価額、まずは地価公示価格の7割というものを原則としているということですが、これに対して、負担調整ということですが、商業地の宅地につきましては、その評価額の60~70%のところを据置きゾーンとして、それより高い水準にあるところは課税標準を70%まで落としてしまう。

それから、その下に水準にある課税標準が低いところにあるものについては、下の棒グラフの中の小さな四角の中に書いてありますが、前年度課税標準に対して当年度の評価額の5%分だけ上昇させていくということで、緩やかに60%から70%の据置きゾーンに引き上げていく、緩やかに近付けていくというような負担調整措置がとられているところでございます。

右の住宅用地、小規模住宅用地、一般住宅用地につきましては、後から申し上げますけれども、次のページに書いてあるんですけれども、昭和48年以来、4分の1ないし2分の1、それが更に平成6年以降、6分の1、3分の1という大きな課税標準を下げようという特例が設けられておりますので、そもそも地価公示価格の7割というところが100%の水準としますと、そこから更に6分の1、3分の1というところがまずは課税標準の100%のところになります。更にそこに負担調整ということで、80~100%のところを先ほどの商業地と同じように、据置きゾーンとしてその中に徐々に負担水準の低い土地を引き上げていくと、課税標準の現に低いところをそこに引き上げていくというような措置を負担調整措置として講じているところでございます。

そのほかに、条例によって更にバリエーションをとることができるような条例減額制度が2つございまして、下の欄外に掲げているところでございます。

めくっていただきまして、今ちょっと触れました住宅用地特例でございます。

小規模住宅用地、200 m<sup>2</sup>以下であります、これにつきましては、本則課税標準額を価格の6分の1にするということでありまして、200 m<sup>2</sup>を超える部分については3分の1ということにされております。

先ほど申し上げましたことの繰返しですが、昭和48年にこの特例が創設されまして、49年に4分の1の部分加わり、6年の7割評価というものの導入に従って、負担が大きく高まるということ回避のために、更に特例率が深掘りされているということでございます。

めくっていただきまして、8ページですけれども、地方税全体の税負担軽減措置の中に占める固定資産税、あるいは、都市計画税の状況でございます。

地方税全体で、これは数え方はいろいろございますが、338項目、税負担軽減措置がある中で、固定資産税、都市計画税に係るものを135、この円グラフを見て分かるとおりでございますが、ございます。非常に大きな割合を占めているということになります。

平成22年度税制改正の中で、このうち期限到来のもの、あるいは未到来であるけれども、併せて議論すべきもの、合わせて48件について見直しを行いまして、結果としてその半数以上、廃止25件、縮減8件、単純延長は15件にとどまるというような結果になったところでございます。

こうした負担軽減措置による減収がどれくらいあるのかということでもありますけれども、下の表を見ていただきますと、地方税での負担軽減措置による減収額の合計が1兆3,630億円ということになっておりまして、このうち、固定資産税、都市計画税関係だけで2,670億円ということになります。後から出てまいります、新築住宅特例、新築住宅に関しまして、3年ないし5年、固定資産税を2分の1にするという軽減措置だけで1,540億円を占めているという大きな状況でございます。

めくっていただきまして、その新築住宅特例であります、昨年の税制改正大綱の中で、各税目についてのいろいろな要望を整理された中で、新築住宅に係る特例について言及されている部分であります。

新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後1年間で優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、2年延長しますということになっております。

この税制であります、最後のページ10ページを御覧いただきますと、一般の住宅については3年間、2分の1に固定資産税を軽減する、税額を2分の1に軽減するというようになっておりまして、3階建て以上で耐火構造の住宅については、更にこの期間が延びまして、5年間2分の1にするというような特例でございます。

昭和39年に創設されて以来、長期にわたって継続しているものでありまして、先ほど申し上げましたように、平成20年の実績で1,540億円の減収があると。しかしなが

ら、私どもが昨年 21 年の秋に政令市の御協力を得て行ったアンケート調査におきますと、ほとんど知られていないということで、余り住宅取得のインセンティブにはなっていないというようなこともあるということでもあります。

こうしたことも含めて、今年の税制改正の作業の中で御議論いただいて、先ほど御披露したような大綱の書きぶりになったということをごさいます、現在検討しているというところをごさいます。

私からは以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

国税と地方税とで、つまり、税の対象の性格が大分違うから、一緒に議論するのは少し無理があるかもしれませんが、いかがでございましょう。どなたか御発言があれば。池上君からいきますか。

○池上委員

送っていただいた資料は拝見しておりますので、ちょっと金融証券税制に触れてから資産課税の方にいきたいと思います。

金融証券課税、もう皆さんいろいろと御意見を言われたかと思えますけれども、それを伺っておりませんので、重なる部分、あるいは違う部分もあるかと思えますが、基本的に、いわゆる金融あるいは証券課税について、増収を求める、あるいは税の公平を回復するという観点からは、いわゆる分離課税の現行の税率を引き上げるということもやはり必要じゃなかろうか。

特に、大口以外の上場株式の配当、あるいはキャピタル・ゲインについては、本則 20%が 10%に引き下げられているところもございますので、これを本則に戻すこと自体は、これは当然であろうと思えますが、ただ、国際比較の資料も送っていただきましたけれども、いわゆる欧米諸国の金融所得の課税の税率というのは、大体 20%台の後半もしくは 30%前後か総合課税の選択ということになっているかと思えますので、これを見たとき、日本の本則 20%という税率自体も再検討されるべきであろうと思えます。

特に日本は、いわゆるデフレというか、物価が下落するという傾向にあるわけですが、ほかの国は物価は多少なりとも上昇しておりますので、当然、名目上の金融収益に同じ税率をかければ、実質利子に対する、あるいは実質的な収益に対する負担は日本の方が低いということになってしまいます。たとえ税率が同じでも低いということになってしましまして、そこも考慮すべきであろうと思えます。

それから、住民税のことについても資料はいただいているんですけれども、住民税は、本則に直したとしても 5%という税率になっております。現行の特例では 3%という税率になっておりますので、住民税の税率を 10%というふうに総合課税の部分では比例税率化しております。それとのバランスをどう考えるかということも検討すべ

きであろうと思われます。

それから、資産課税についても、説明は途中から伺ったんですけれども、資料はすべて拝見しております。原則的に申しますと、格差是正の観点からの見直しということでございますので、それは充実すべきだろうと思われますし、特に、春に議論したときにも発言がございましたとおり、社会保障関係費の財源をどう求めるかといったときに、高齢者の世代の中で再分配ということをやって、それで財源を賄うという観点も必要かと思いますので、そういう意味で相続税とかについても強化は必要だろうと思われます。

当然、基礎控除の引上げということと、税率構造の見直しということがございます。特に、所得税の場合と同様に、ブラケットの幅を調節する。全体としてそれを左にずらしていけば、それは実質的に累進性を高めるということになると思いますので、最高税率をいじるかどうかとはまた別問題として、ブラケット幅の調節は当然あるべきだろうと思われます。

それから、個別資産の取扱いについて、例えば資料でも、死亡保険金とか、死亡退職金の非課税枠というのが資料に載っていたんですけれども、これによって貯蓄を増強していく必要が果たしてあるのかということについて、これは薄れているかと思います。実際の相続税というのは、御存じのとおり、一部の資産家の方が亡くなられた場合にのみ課税されているという現状がありますので、相続人の生活を安定させるという政策目的が仮にあるかとする、その優先度はかなり低いのではなかろうかと思われます。ただ、配偶者と子どもの取扱いの違いというのは、それは当然あるべきだろうと思っております。

それから、贈与税につきましては、もともと原則が、相続税を補完するものとしてありますので、格差是正という原則に基づくと、相続税を強めて贈与税は軽くするというのはなかなか難しいのかなというふうには実は私は考えておまして、ただ、資料にもございました、説明にもあったと思いますけれども、若年世代への早期の資産移転を促進するという観点から、贈与税を全体として軽減すべきであるという考え方もあるかと思うんですけれども、それ自体は、逆に若年者同士の間で世代内の格差を拡大するわけですので、そこでのバランスですね。つまり、若年者同士の間では、本人の努力や能力によらない部分の格差が拡大するということですので、そこはやはり問題としては無視できない。むしろ、所得税にも関係しますけれども、公的、あるいは私的な年金に対する所得、あるいは保有資産に対する課税を強化するという観点から、再分配を進めるということになるのではなかろうかと思われます。

それから、あと、資産課税というか、所得課税というか、景気対策のために住宅ローンの金利を実質的に下げるような所得税の税額控除もありますし、あるいは子どもの住宅の建設を親が助けるための贈与税の免除とか、そういった制度も導入されて、あるいは拡大されておいますので、それが景気対策としてどこまで効いているかとい

うことの検証は当然必要かと思いますが、それ自体も一種の逆再分配ということになるわけですし、格差が再生産されるということになりますので、どこまで続けるのかということは当然常に見直しが必要だろうと思われまます。

それから、今の相続税、固定資産税について、住宅用地の特例があるわけですが、固定資産税については、一般住宅用地、あるいは小規模住宅用地、それぞれ3分の1、6分の1という特例があり、説明があったかと思いますが、相続税についても、小規模住宅用地については特例があるかと思いますが。そういったものについて減額の割合、あるいは特例率はだんだん引き上げられてきているんですけども、やはりこれは政策目的の達成状況に照らしてみても、現在も適切かどうかという検討は必要であって、それを縮小すべき必要があるのではなかろうかと私は考えております。

以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、田近先生。

○田近委員

相続税の、まず、前、指摘したこともあるかもしれないんですけども、そもそも今これだけ高齢化して、社会保障も発達した中で、相続税をどうしてかけるのかと。これをどうしてまたこれからその負担を更に求めなければいけなくて、それを国民にどう説得するかという視点ですけども、22年の税制改正大綱とか、神野先生のこの間の間を見ても、格差是正、格差是正、評価が十分じゃないというタッチですよ。たまたま前の税調のときでこの議論を大分して、つまり、基本的には取得者にきちんと税金をかけるという議論をさんざんしたんですけども、そのときの整理の一つは、これだけ高齢化して社会福祉が充実してきた中で、死んだときに精算すると。死亡時精算だと。もし生涯のアカウントをみんな持っていて、生涯、国から給付されたもの、自分の払ったもの、そのバランスがエンド・オブ・ザ・デイに分かれれば、それがもしいっぱいもらっているならば、死亡時に調整すべきじゃないかというのが、僕は現代の相続税の意味なんだろうな。

つまり、それは、もう一つは、同時に言うと、消費税の補完の税なんだと。つまり、死ぬまで消費しなかって、実は消費していただかないかと。本当はもしそういう制度がなければ自分で消費したじゃないかと。それを死亡時に払ってくださいと。一生涯かけて国から、あるいは公的にもらったものは、死んだときに精算してくださいというのが、僕は今訴えるべきことだと。だからこそ、生涯、ライフタイムのアカウントを作れとか、マクロの財政でも言っているわけですよ。

だから、言いたいのは、なぜこの税が重要で、今、国民にこの税を求めなければならぬのかというときに、格差だと、評価が何十年も遅れていると。だからやれというのは、それもやればいけれども、その議論は何十年やって、その結果が下がり続

けてきたというのが歴史なんじゃないですか。

だから、それがまず重要で、あとは、大きな話は、うやむやになっている取得者課税をどう考えるのか。生涯の精算だということを考えるならば、あなたが幾ら財産をもらったんですかという話にはなるだろうな。つまり、そういう意味では、個人主義的なものになっているわけですから。

それから、あと、是非、まだデータは入っていないかもしれませんが、事業承継税制で一体どのぐらい利用されたのかという数字は、是非見てみる。上がったかどうかは分からない。あり次第、あるいは暫定的なものでいいですから、見てみたい。そのとき言われたように、それが中小事業者の事業承継にどれだけお役に立ったのか、私は見てみたいと思います。

そういうわけで、だから、相続税の話は、御説明はよく分かりますけれども、入り方というか、議論の仕方が不十分だ。

時間がないので、地方税の方は、今、池上さんのおっしゃったところはダブリをしないとして、新聞を見ていて、片山さんでしたっけ、前回、入江さんが個人住民税の税率の実勢を言いましたよね。個人住民税の税率は自由に上に自治体が上げてもいいんですけれども、固定資産税は自由なんですか。

○後藤固定資産税課長

1.4は標準税率ですから、上げることは自由です。

○田近委員

あとは課税ベースはどうなんですか。分りやすく言えば、公示地価の7割を評価額にして、例えば、商業地なら7割を目標に課税ベースにしていますよね。あと、御説明のとおり、特例6分の1、3分の1とか、これも市町村は自由なんですか、ここは。

○後藤固定資産税課長

そこは自由ではございません。

○田近委員

ああ、そうですか。何を申し上げたいかということ、市町村の一番重要なものの一つは固定資産税で、その場合の課税自主権と言ったときには、1.4の税率をフレキシブルに動かしていいということですか。

○後藤固定資産税課長

はい。

○田近委員

実体的には課税ベースで触らなくても1.4を変えれば。すると、後で答えていただければいいので、その1.4を自主的に変えているところというのがあるのかということだと思います。あと、課税ベースが問題だというのはよく分かって、さんざんやったので、時間をこれ以上モノポライズするわけにいかないのです、以上です。

○神野委員長

今の簡単な点。

○後藤固定資産税課長

すぐ数字がございますので、お答えだけさせていただきますと、固定資産税の税率1.4に対して超過税率を採用している団体というのは、全体で、これは21年4月1日の数字でありますけれども、9.2%。団体数でいきますと164団体。全1,778団体中164団体が超過税率を採用しております。

○田近委員

それは、不交付団体、あるいはそれに近いところがやっているのですか。

○後藤固定資産税課長

すみません、そこは精査して、また御報告させていただきます。

○神野委員長

ちょっと確認ですが、今の現在の遺産取得税方式を遺産税方式に改めた方がいいという抜本的なことをおっしゃっているのか。

○田近委員

もはやそんな大きな話は。

○神野委員長

いやいや違う。だけど、おっしゃったのは遺産税でということ。

○田近委員

違う。

○神野委員長

生涯の死亡時精算だというのは遺産税ですから。

○田近委員

そうではなくて、その議論もしてもいいんですけれども、また中里さんにテンプレアンだと言われるから。

○神野委員長

死亡時精算、具体的にどういうことかというのが分からないので、現在の取得税方式、これも事実上形骸化してしまっているわけですね。つまり、法定相続分で按分方式になっていますから。

○田近委員

あんなに一生懸命やったのに、記憶、健忘症になったみたいで申し訳ないですけれども、申し上げたかったのは、今、取得課税になっていて、その場合、何て言うんですか、民法に従っていくのは。

○江島主税企画官

法定相続分課税。

○田近委員

法定相続分課税になっているのに対して、実額の取得額で課税しようというの

が1つの流れで。

○神野委員長

それはただ取得税方式になっちゃうということだと思いますよ。按分方式にしているから、現在、取得税方式、この議論をやってもあれだけど、現在、事実上、取得税方式をとりながら、法定相続人で按分しちゃっているから、事実上遺産税になってしまっているの、死亡時精算になっているというふうに考えるのが筋だと思いますが。だって総額が最初に決まっちゃうんだから。

○田近委員

今は、でも、基本的に法定相続というのをかまして、あくまでもこれは取得課税、つまり、法定相続並みに財産を受け取ったときに、こうかかりますよと。あくまでもリシーバーの立場の税なわけですよ。リシーバーの、余り、これを今日、めどがないとか、大き過ぎちゃうので、リシーバーの立場に立ってきちんと個人で精算していくとなれば、長男にせよ、何にせよ、自分が受け取った額をしっかりと決めましょうと。それはだから、まさに事業承継とかいったときには、もろにくるわけですよ。本当に長男の方が、承継した方がほかの財産も含めて幾ら相続したんですかという話になりますから、その議論はさんざんやって。ポイントは何か？

○神野委員長

よく分からない。ポイントは、それはおっしゃっていることは、事実上取得税方式にむしろ近付けようという議論であって、最初におっしゃった死亡時精算という課税の方と違うのではないかと。

○田近委員

そうですよ。もちろんそうだけど、その部分は今日ここでやっても手に負えないので。

○神野委員長

だから、最初におっしゃった死亡時精算というのは、抜本的に、今の所得税方式を遺産税方式に改めましょうという提案じゃないですねということだけ確認しておけばいいんですが。

○田近委員

そうです。その提案じゃない。今の枠の中で、さっき言った精算課税というのをどう現実化するかという話。

○神野委員長

すみません。中里先生、お願いできますか。

○中里委員

相続税は、その存在自体が累進的なものですから、余り気合を入れて、金持ちだから格差是正ということで取るというのは、余りにもねらい撃ちの程度が過ぎるということで、程度問題をわきまえなければいけないと思います。ですから、累進税率を更

に上げるとか、そういうことはちょっと、幾ら何でもあんまりだろうと。どう考えたってねらい撃ちですから、それよりも、少し広く、少しでもいいから、もうちょっと多くの方に、たとえ5万でも10万でもお支払いいただくという方が、税収も上がりますし、文句も出ないし、いろんな点でいいだろうと。金持ちだから全部取っちゃおうとか、そういう発想はないと思いますけれども、余りどうかなという気はいたしますので、広く広くという方向を目指した方がよろしいと思います。

それで、相続税を遺産税方式にすると、問題点は、受け取った人の人的な状況を考慮できなくなるということです。障害者に対して財産を残すというときに、残った遺産だから、だれが受け取ろうと勝手じゃないかとなったときに、じゃ、どうディフェンドするのかということが問題が非常に大きいのではないかと考えていて、この辺は、遺産税であるか、取得税であるかという、そういう説明の仕方は、とりあえず置いておいちゃいけないんですが、そこそこにしておいて、もうちょっと幅広く負担していただくということを、少額でいいから幅広くということ考えた方がいいと思います。

それから、固定資産税について、小規模宅地のことについて、政策目的の効果がどうのだから、もう廃止していいのではないかとコメントがあったと思うのですが、多くの方が利用していて、しかも長くあるものについて、余り政策目的がどうのというのを角を立てて言う必要もないのではないかと考えています。これも、宅地を持っている人には、住宅用地を持っている人にはかかるわけですから、存在自体が累進的になっているわけで、余り気合を入れ過ぎるのは何でもちょっとという気はします。

○神野委員長

今の御趣旨は、税率の方の最高税率というよりも、基礎控除引下げということについてはいいのではないかと、そういうふうを受け取っていいんですか。今の御趣旨は。

○中里委員

相続税の方ですか。

○神野委員長

相続税の方は。今の、余りねらい撃ちにしているんだから、金持ちに重課するのはいかなものかというお話があったのですけれども。

○中里委員

基礎控除です。そうすると、上にも効いてきますし、下の方も少しという。

○神野委員長

どうぞ。

○辻山委員

今の抽象的な、そもそも論もありますが、今日のペーパーは、それを避けているのかなというか、余りそこに立ち入ると、もともと日本が取得税方式だと言われている

わりには、遺産税方式といいますか、亡くなった方の遺産に一体として一旦累進的にかけますので、そこは遺産税方式になっているということで、これはどちらか一方というのではなく、今のような複合的というか、両方が組み合わさったものでいいのかなと思いますけれども、余りそこに立ち入らない方がいいのかなと思います。

もっと大きなことを言うと、相続税ほど哲学が反映される税はなく、お国柄というか、国によって、例えばイギリスなんかは、嫡子に対する生前贈与というのは無税ということで、高貴な家がどんどん続いていくことになっている。そういうことはけしからんという国もあるけれども、学生なんかと話していますと、ちょっと抽象的な話ですけれども、結局、本人の努力とは関係のない格差と言うけれども、能力はどうなんだと。能力には課税されないで、お金だけ課税されるというのは、これはもっと不公平なんだということも言いたします。もともと最近はやりの白熱教室みたいなことで格差論、何が格差なのかというのを、これも結構突き詰めていくと難しい問題がありますので、余りそこに立ち入らないで、極めて具体的な話で言うと、委員がいろいろおっしゃったように、やはりブラケットの見直し、基礎控除の見直しによって、全く払っていないところを、広く薄く相続税をかけるようなことにしたらいいのではないかと思います。

それから、最後の地方税について、新築についての優遇措置がありましたけれども、新築住宅の特例ですね。中里先生もおっしゃるんですけれども、本当にインセンティブを与えているものと、結果として得をするというのを分けて考えなければいけない。インセンティブになっていないのであれば、結果として得をする部分については切っちゃっていいのではないかなという感じがいたします。

それから、最後に、事業承継ですね。私、ちょっと別のところで調べたところによると、ほとんど使われなかったと。これは結構亡くなってからでは遅いという制度になっているようでして、事前に、親子関係がうまくいって、着々と準備を進めていて、経産省に届け出て、というようにいろいろ要件がある。ほとんど使われていないと聞いています。正確なデータではないんですけれども、そういうデータもあるようです。

以上です。

○神野委員長

それでは、翁委員。

○翁委員

私も相続税に関しては、以前も発言したんですけれども、高齢者がいろいろ社会保障の給付を受けてきて、それで亡くなって、それを社会にお返しするという視点が重要なのではないかなと思っておりまして、その意味で、今払っている方々が 4.2%というのはあまりにも低いレベルだと思います。ですから、そういう意味で、一番直すべきは、多くの方が広く薄く相続税を払う、そういう環境を作っていくということが

非常に重要で、その意味では基礎控除を縮小するというのが一番大事であり、これはバブル期に引き上げられたもので、それがずっと存続しているというのは理屈に合わない話ですし、ここをまず是正していくというのが極めて重要なことだと思います。

また、相続税については、それをより広く薄く取っていくということになりますと、それは消費促進的にも作用するはずだと思いますし、ブラケットの見直しも必要かと思っております。

それから、贈与税については、確かに格差、それをまた再生産する、格差の再生産だという議論はあるんですけども、一方で若年層へ早期に資産を移転するという視点は、内需を拡大していく上では重要な論点だと思っております。例えば税率構造とか、今ある制度をもう少し改善できないかとか、そういった検討はなされてしかるべきかなと思っております。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、井手委員。

○井手委員

相続税の場合は、まず理論的に考えた場合、1つは、消費課税の立場から考えたとして、貯蓄を長期で繰り越す場合があるということがありますし、所得課税の方で考えた場合も、未実現所得をどういうふうに把握するかという問題があるわけで、まずは理論的につかまえても、資産課税というのは必要であるということを確認することが必要だと思います。つまり、イデオロギーの問題というよりも、理論的にもまず必要だろうというのが最初の点です。

2つ目の点としては、私はちょっと気合が入り過ぎているのかもしれませんが、富の集中排除の問題とか、不労所得への課税の問題というのは、これはこれとして重要な論点だと思いますので、そういう意味では、先ほど翁委員も御指摘だったように、課税割合が4.2%程度にとどまっているということは重大な問題だと思いますし、もう一つは、所得税と比較した場合も、実行税率が相当低くなっているということをちゃんとつかまえておくべきじゃないかなと思います。

相続税と消費の関係は前回の議論のときに指摘させていただいたんですけども、なんかパツと言っちゃったんですが、あれ、だれが言っていたかなと思っただけで、最近ようやく思い出して、あれはケインズが一般理論の中で言っているんですね。それは、相続税が消費を高めるということを彼は認めた上で、もう一つおもしろい指摘があつて、消費性向が高いときに、それが資本の成長を妨げる。つまり、貯蓄が多くなければだめだと。そうしないと経済が成長しないんだという議論は、完全雇用経済のときにのみ当てはまるという議論を彼は同じ章でやっていると思います。ですから、言い換えると、完全雇用経済からほど遠いときには、むしろ相続税を強化して消費性向を上げてやることの方が重要だということを経験的に指摘してい

たということではないのかと思います。

そういう観点から言えば、今日頂戴している資料では、10 ページや 11 ページにも完全に分かりやすく示されているわけですが、結局は、完全雇用経済に最も日本が接近したのはいつかと言われれば、間違いなくバブルの時なわけでありますから、そうすると、ケインズの考え方からいっても、バブルのときに、つまり、消費性向が高いことが問題になるのは完全雇用に近いときであるというふうな考え方からいけば、バブルのときに相続税を緩和していくというのは理に適っているわけですね。他方で、そうではない状況のときには、むしろ消費性向を刺激してやらなければいけないので、相続税は強化すべきであると、この理屈から言えば、63 年以前に戻すのかどうかということになってくるかと思いますが、いずれにしても、この 63 年の前後の時期を一つにらみながら、いじっていく必要があると。その意味では、基礎控除の話もそうですし、次のページに示してある累進制の問題も、私はそうではないのかなと考えております。

それと、もう一つは、ちょっと余計というか、付け足しになりますが、配偶者に対して実質的に非課税になっているという問題があるわけですね。これはいろんな議論があるところかとは思いますが、ただ、相続額にかかわらず、全くこの分を非課税にしてしまうというのはいかがなものかと。多少は、ある一定以上の金額に対しては課税するというのも議論としてはあっていいのではないかと考えております。

以上でございます。

○神野委員長

ありがとうございます。

大澤委員。

○大澤委員長代理

相続税とその補完である贈与税に関して、大きな方向性として、格差是正なのか、あるいは死んだときには、社会と個人との関係で受け払いがあつて、お返ししていただくということも考えるべきではないかという、2 つが出てきたと思うんですけれども、そして、後者は田近委員と翁委員がおっしゃったことだと思います。

私は、この 2 つは絡み合っているというふうに考えておまして、これは 2000 年前後の実績ですけれども、所得階層を 5 分位に分けて、最上層と最下層が政府からの現金給付をどれだけもらっているかというのを比をとって比べますと、OECD 平均ですと、最下層が最上層の約 2.1 倍と、貧しい人に 2 倍の給付が行われていることになります。ところが、日本はこれは 0.8 でございまして、最上層の方が多くもらっている、OECD 諸国でもまれな国の一つです。あと、スイスなどがそんな状況があるのですけれども。

以上は、2000 年前後の単年度であり、しかも現物給付は入っていません。高所得層の方が長生きをするということで、生涯で考えていくと。それから、現物ですね。医

療費と介護ですよ。これも長生きをしなければ受けないわけですから、現金・現物を含めて社会から移転される分というのは、日本は高所得層にとってかなり厚くなっているということも考え合わせた上で、死亡時に社会との間での受け払いを精算するというのを、所得階層別にある程度見た方がいいのではないかと。

そういう意味で、相続税並びに贈与税の設計というのでしょうか、それを考えていくべきで、その具体的な方法としては、基礎控除の高止まりを見直すこと、これは当然だと思いますし、ブラケット幅についても、皆さんの御意見が一致しているところだと思います。

贈与税に関しては、相続時精算課税制度、こんなうまい話があったんだったら、みんな利用しますよねと。だって1,220万円が0円になるわけですから、これは早急に見直しが必要ではないかなという感じを受けたわけです。

固定資産税等についてもよろしいでしょうか。

○神野委員長

どうぞ。

○大澤委員長代理

これ、皆さんがいろいろおっしゃっていることですがけれども、私はこちらの資料の資産課税「地方税」の6ページを見まして、先ほど来、特例の3分の1、6分の1というのが議論になっていますけれども、商業地等の宅地もかなり気になっています。応分に負担をしていると見られるのかもしれないですが、今、地方で問題になっている中心市街地の活性化のための再開発にとって、不在地主というんでしょうか、不在地権者が、つまり、息子、孫の世代が都会に出てしまって、そっちで給与所得者の生活をしているけれども、ふるさとの中心市街地にある実家の土地はそのままになっているということです。住んでいけばまだいいけれど、不在になっているというところで、中心市街地の再開発、活性化にとって、この制度の影響はどうなんだろうかなということ、これは全く想像でございます。山林などについても不在地主を片山大臣が気にしておられるようですが、中心市街地にとってもありはしないかなということ、チラッと思った次第です。

以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

どうぞ。

○中里委員

井手先生が夫婦間の相続のお話をしたんですけれども、いつもいろんなところで申し上げるんですが、90歳の方が亡くなった後、それを相続した85歳の方に相続税をかけるというのが、なんというのか、人情において忍びないというのか、いずれ人間は皆亡くなるわけですから。

○神野委員長

多額のときをおっしゃっている。

○中里委員

その場合でも、いずれ子にいくわけですから、フランスが2006年か2007年に夫婦間、あるいは内縁関係も含めてでしょうけれども、相続税を全部廃止しましたけれども、これもあながち100%間違っているということでもないだろうという気もしますので、程度問題だと思いますけれども。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

どうぞ。

○田近委員

大澤さんが生前贈与のこんなうまい話があると言ったんですけれども、これはさんざん議論して、僕は信じがたいことが起きたと思うんですけれども、制度を作ったときに議論したのは、要するに、生前贈与して、死んだときにその額をくっつけて精算しよう。インフレを考えていたわけですよ。そのときは。すると、金持ちはとにかく今のうちに移して、名目額が足されるわけだから、あのとき僕が大騒ぎして出したのは、何でこれをインデックスしないんだと。あり得ないと言ったわけなんですけれども、ところが、今はデフレになっているわけで、生前贈与した人は、その分、名目で出されると、税金が増えちゃうわけですよ。だから、さっきおっしゃった、別にこれ、うまい話では足元ではなくなったというのは信じられない。感慨深さをもって指摘させてもらう。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

ちょっと私の個人的な意見を簡単に申し上げると、遺産税その他を取ったり、あるいは相続税を弱めたりする国の多くが農業的な利害の発言力の強い国であるということはず注意しておく必要があると思いますので、農業的な利害をどう配慮するかというのは、基礎控除の問題で考えたり、法定相続物も事実上そういう関係から入ってきたものですよね。

そのことが1つと、それから、私は、相続税、これはオーソドックスに相続税論のテキストブックだと思われるシャウプの相続税論からいけば、大体3つぐらいの課税根拠があって、それを組み合わせていくというのが重要ではないかと思っております。

1つは、巨大な富の集中排除。これは、巨大な富が形成されれば、それは政治的な権力を持ち得る。これはシャウプ勧告で繰り返し日本の財閥を念頭に置いて強調しているところですよ。

もう一つは、1世代に1回の課税。先ほどおっしゃった死亡時精算も同じような考え方になるわけですね。1世代に1回精算していきましようという根拠。

もう一つは、ウィンドホールで、つまり、意外な利益だということ、つまり、意外な利益であるほど重くしろというようなことを含めて考えられていると思いますが、1つシャープが気にしているところでいくと、所得税の、つまり、本来、移転所得なので、所得税で課税するカーター報告のような考え方もあるわけですが、それを外すという根拠は、家族内で見れば、相続が行われている、死亡が生じているというのは、家族から見ると経済力が弱まっているわけですね。働き手がいなくなったとか。それに対して課税をするというのは、国税庁の職員さんの方で、若き母に手を引かれし幼子に我はかけたり相続税を、だったと思ったな。そういうのがあるぐらい、悲劇が起きているときに課税するので、怨嗟が大きくなっちゃうわけですね。なので、重要な点は、所得税とは別に課税をしましょうと。これはあくまでも遺産移転、資産の移転に関する課税ですと、こういう根拠で課税をしていくということが、所得税と明確に課税の根拠を分けるという点で、重要な点だと思います。

なので、シャープが気にしている点は、贈与税を多分相続税とは別途、相続税の補完税として位置付けるだけではなく、ここを緩めちゃうと、資産の名義を家族内で、つまり、個人所得税の方で世帯単位をとらず、個人単位をとると、家族に資産の名義を分散してしまって、所得税を逃れてしまう。したがって、シャープ勧告は、給与所得について、勤労所得については個人単位で課税すべきだけれども、資産所得については合算すると。これは知らないうちというか、余り議論が行われない間に廃止されているんですね。それとの関係も考えて考慮すべきかなと。

それから、夫婦に、確かに残酷かもしれませんが、フランスが相続税を課税するときの一つの重要な根拠は、「水は川に流れる」という格言です。これは、お金持ちはお金持ち同士結婚するということを意味しておりますので、本当に同情すべき方かどうかということは、高額所得者についてですよ。非常に多額な遺産。まあ、あれかなと。

どうぞ。

○中里委員

時間があれなのに申し訳ありません。

神野先生がお若いころと言っては失礼ですが、お書きになった相続税の論文を、研究室に残ったばかりのころ、一生懸命勉強したのを思い出すんですけれども、ありがとうございます。相続税の問題で厄介なのは、税の話だけじゃないということですよ。民法の親族相続法と物すごく絡んできて、夫婦財産別産制にするとか、夫婦財産契約で半分に分けるのをどうするとか、そちらが絡んできますから。

○神野委員長

さっきのイギリスの例もそうですね。

○中里委員

そうなんですよ。

○神野委員長

利用できないんですよ。

○中里委員

だから、単に格差是正とか、国家の介入的な観点でできない人間の砦みたいなものに入り込む話なので、なかなか民法が出てくると難しいですよ。

○辻山委員

能力の相続は課税されていないというのは。

○神野委員長

これは、弁明しておきますと、経済学の方では、ジョン・スチュアート・ミルが、幾つかの分配で、努力による分配が公平だというふうに考えるのであれば、タレントを認めておりません。いやいや、別にどうこうというわけじゃない。

○辻山委員

でも、今やロースズの正義論なんかは、格差はどこまでいっていいのかという話になっている。要するに、生まれもって能力を持っている人とそうでない人を格差と見なくていいのかという、現代だとそういう議論にまでなっていますから、スチュアート・ミルの時代とはちょっと違う。

○神野委員長

よろしいでしょうか。コメントをいただければと思いますが。

○峰崎内閣官房参与

もう時間がないので、大変勉強になりました。これから政府の方で、税調の方では結論を出さなければいけないので、非常に参考になったなと思います。ありがとうございました。

○中野民主党税制改正PT座長

私もどうもありがとうございました。大変勉強になりました。

一つだけ、さっきからここまで出かけていて、お聞きしていいものかどうかと思っていたのは、原則をきちっと決めること、又は学説的に整備をすること、いろんなことがあるんだろうと思いますが、それと、即応性というのか、景気のいいとき、悪いとき、実体経済は動いていますし、いろんなことが動いている。そういう中で、日本の税制改正というのは目まぐるしく変わり過ぎているのか、むしろ何年か遅れで後追いになっているのか、その辺のことをもうちょっと私自身も勉強したいなど。何か変化に対応し切れていないような気が今しているんですが、どうなんでしょうか。

○神野委員長

おっしゃるとおりで、個々の問題解決、対応的にはやらざるを得ないと思いますね。ただ、もう一つ、税金には「旧税は良税なり」という言葉があって、これはフランスの有名な財政学者、カナルの言葉ですが、一般的にはこれは通用しないけれども、ただ、相続税だけは通用するというふうに言われていて、相続税、しょっちゅう変えられると、あるとき相続した人はえらい得をするけれども、という、それはいいです

ね。通説だというふうに理解して。というふうには言われております。

○田近委員

一言。今日、それが結構問題になったと思うんですね。本来あるべきことと足元の。そういう意味で言えば、やっぱり資本所得にかけるというのは、要するに経済というのは潜在的な力があって、それをどう発揮させていくか。その都度、資本にポコポコかけていくというのは、長期的に見れば成長阻害的だなと。だから、たまたま今度、OECDの最近の論文があって、各国、日本も含めて十何カ国のパネルデータというのをやって、税収の多い少ないが成長力に影響を与えるかというのは、それは説明できない。税収に占める、今日、点検できた資産的なもの、資産税的なもの、それから、消費的なもの、それから、所得は個人と法人。そういうので説明していくと、僕も最初、そうなのかなと。自分で読んでみて、そういうことがあるのかなと思ったんですけども、いろんな要素を排除していくと、順序があると。成長に対しては。一番成長に対して阻害がないのは固定資産税的なものだと。その次は消費だ。その次は個人所得税だ。一番問題なのが法人税だ。だから、長期的に、潜在的に税が経済のくさびみたいな部分に入ってきますから、そこをどうゆがめない、傷つけないというのを考えながら、とはいえ、現実には税収が要るわけで、その辺の絡みはまさにポイントだと。だから、経済学者が消費税だと言っているのは、長期的に経済を見ていったときに、経済を痛めない税というのは一体何なのかという視点では、ほかの方は違う意見かもしれないけれども、私はそういう形で仕事をしているつもりなんですけれども。

○中野民主党税制改正PT座長

ありがとうございました。

○神野委員長

よろしいでしょうか。

それでは、私の不手際で少し時間がオーバーしてしまいましたが、本日の会合はこれで終了したいと思います。

次回ですけれども、11月1日月曜日、午後2時からこの場所で開催する予定でございます。よろしくお願いいたします。議題は消費課税ですので、これもとどめおきいただければと思います。

なお、本日の記者会見に対する説明は、この後、この場で私の方からやらせていただきたいと思います。

お二人、座長、参与、御参加いただきまして、本当にありがとうございました。これで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。

